

令和5年大和市農業委員会第7回総会議事録

令和5年7月25日（火）午後4時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

8番 山口喜充委員	14番 保田嘉一委員
-----------	------------

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	富田 規裕
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	諸報告
日程第3	報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4	報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
日程第5	報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出

について

- 日程第 6 報告第 30 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第 7 議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 17 号 大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の
変更について
- 日程第 9 議案第 18 号 大和市農業振興地域整備計画の変更について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 28 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 30 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 17 号 大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につい
て
- 議案第 18 号 大和市農業振興地域整備計画の変更について

午後 4 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 5 年 7 月大和市農業委員会第 7 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、9 番、眞壁浩二委員、10 番、遠藤一直委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

7 月 10 日、やまと産業フェア 2023 第 2 回実行委員会が開催され、青木委員が出席されました。

7 月 12 日、かながわ農業委員会女性協議会・第 12 回総会が横浜市で開催され、渡邊委員が出席されました。

7 月 19 日、第 88 回常設審議委員会及び理事会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

7 月 24 日、第 2 回大和市福祉推進委員会が開催され、荒井委員が出席とありますが、欠席されたということですので、欠席ということで訂正いたします。

また、県許可等の状況でございます。

令和 5 年第 5 回総会、議案第 12 号、上和田における資材置場について、また、同総会議案第 13 号の下和田における所有権移転の許可申請につきましては、いずれも令和 5 年 6 月 23 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますでしょうか。

青木委員。

○青木委員 7 月 10 日に、やまと産業フェアの第 2 回実行委員会に出席してきました。ポスターを決定しまして、あと、会場としまして大和中央 1 号公園は農業部会、

今までどおり、あと、商工会議所とプロムナードを従来使っていましたけれども、プロムナードをやめまして大和公園を使うということになりましたので、その報告がありました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

続いて、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 7月12日、横浜福祉センターにおいて、かながわ農業委員会女性協議会が開かれました。コロナが落ちついてきた今年は、オンラインではなく研修会が増えてきています。新役員の選出とこれからの活動についての案が出されました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から報告します。

7月19日、第88回常設審議委員会は産業貿易センターで開かれ、農地法第5条の規定に基づく諮問が4件あり、審議の結果、原案どおり許可相当と認め、答申することが決定されました。また、地域計画策定への取り組みについて、農林水産省関東農政局の農地政策推進課長から説明がありました。

それと、理事会については同日に開かれ、補正予算、役員改選等、4議案全て総員挙手の上で承認されました。

議案内容については、次回の農政時報で確認していただければと思います。

以上です。

本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第27号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第27号についてご説明いたします。

議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事

務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第28号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第29号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。

報告第28号については議案書2ページの3件が、報告第29号については議案書3ページの3件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第30号についてご説明いたします。議案書の4ページをらんください。総会資料は5ページになります。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営をしていました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は、一部露地野菜を栽培しており、良好に肥培

管理がなされております。耕作していない部分につきましては、ミカンを中心に果樹を植え、相続税申告期限までに全面耕作する予定とのことです。ついては、6月20日に遠藤委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受ける適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いします。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 6月20日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地確認をしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関してよく意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 相続人と被相続人の年齢が極めて近いのですが、耕作者数（5）とあるので、この方々がサポートしてこれから耕作していくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。夫が亡くなって妻が相続したという形で、子どもたちが協力してやっていたくことになっています。

○議長 ほかに、質疑、ご意見。

（発言者なし）

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第16号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてをご説明いたします。議案書5ページ、資料は6から7ページになります。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。登記地目は畑で、現況も畑です。申請地の位置図は総会資料6ページの斜線で示しております。譲渡人は父、譲受人は三男の関係で、農家分家住宅として転用するものです。譲受人は、子の成長により手狭となった賃貸住居から転居する必要がある、子が通う小学校に至近で、実家に近く、複数の親戚が住む集落に住宅建築を希望しております。そのために、譲渡人は集落に接する自己所有農地の一面を勧めるに至りました。譲受人は土地を所有しておらず、譲渡人は当該農地以外に適地を所有していません。第1種農地ですが、第1種農地の例外的に許可をすることができる要件の「住宅や日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するもので、今回の案件は集落に接続して位置していることから、立地については妥当です。また、面積は分家住宅に相応であり、規模としても妥当であると考えます。

都市計画法の開発許可を見込まれており、許可後は、遅滞なく申請の用に供するための工事着工がなされると認められます。計画期間は許可後より4カ月となっています。被害防除として、隣地境界にブロック2段積みの擁壁を設置し、雨水は敷地内にて浸透処理とする計画です。

令和5年7月14日に、地元の柏木会長と事務局とで譲受人及び譲渡人の代理人立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をした地元委員として、私から説明いたします。

7月14日に現地にて、事務局と私で譲渡人、譲受人の代理人にお会いし現地を確認しました。本申請の意思確認をし、農家分家住宅として利用していく旨の説明等を受けました。今回の転用についてはやむを得ないと思います。

以上です。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

青木委員。

○青木委員　　今、譲受人、譲渡人と言っていましたけれども、資料では貸人、借人となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　事務局の使っているシステムで出力したものをそのまま使ってしまいまして、説明とちょっと差があることをおわび申し上げます。

本来は私のほうで読んだものが正式ではあるのですが、今回は使用貸借権ということですので、どちらも間違いではないのですが、おっしゃるとおり統一するべきでした。申しわけございません。

○青木委員　　どちらが正しいのですか。

○事務局　　使用貸借権ということであれば、貸人と借人ということが正しいかと思いません。

○議長　　よろしいですか。

○青木委員　　はい。

○議長　　ありがとうございます。

木村委員。

○木村委員　　確認なのだけれども、では、これは使用貸借ということね。

それと、先ほど説明があったのですが、これは市街化調整区域の第1種農地ということですね。なかなか厳しい影響があると。あくまでもこれは分家住宅という前提で、周辺が集落に接していて例外的ということですが、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

例えば、これが1種ではなくて農用地などだったら完全に不可能なのか。状況によっては集落があるからオーケーなのか、その辺がもしわかれば。

○議長　　事務局。

○事務局　　仮にここが2種か3種であれば問題なく、何らかの理由が、代替性がないとあるとか、そういったことがあれば2種でも3種でも転用は可能であると考えます。

ただ、農用地ですと、いずれにしても転用は許されない農地でありますので、

何らかの、土地収用法であるとか土地の利用上整理が必要だと判断されてほかのものになるというような形でない限りは、転用等はできないという縛りがございます。

一方、では、第1種農地はどうかのだといたしますと、基本的には不許可なのですが、すけれども、例外要件が複数ございまして、その中の1つではあるのですが、今回のように、住宅が密集しているところから近接して、接続して転用することであれば、条件を整えば許可されるという形になります。ただ、1種でも、接続というところどこまでかというところ、大体50m範囲内というような定義もあるのですが、今回は本当に離れていることなく隣の家に接するような形の転用なので、特に問題がないということで申請は受け付けられる案件でした。

ただ、生活上、業務上必要な施設ということであれば、また接続しているという立地条件であれば転用申請することは可能です。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。

あと1点、確認ですけれども、この6ページの案内図の枝番16、ここが入口になるかと思うのですが、ここは何mぐらいあるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 2mとなっています。

○木村委員 2mあれば最小、一応通行というか出入りで建築許可がオーケーになったのだ。わかりました。

○議長 ほかにございせんか。

○上野委員 このお宅は、市街化区域の土地はないということで理解してよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 持ち合わせていらっしやらないということを確認しています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 木村委員から指摘がありましたが、枝番16のところですが、これは、図を見る限り接道していないようなのですが、これは接道しているのですか。

○議長 事務局。

○事務局 そちら、ちょっと隙間があいているかと思うのですが、セットバックで下がる部分がありますので、農地転用の申請としては道路部分を含みませんので、それ以降の土地についてを拾っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、その隙間の部分、今回の審査の対象とはちょっとずれると思うのですが、そちらのほうはまた別に使用貸借を結んで、そこは接道要件と認められて、分家住宅は建築可能という認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらについては、セットバック後、市道のほうに利用されますので、接道要件は満たします。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 今、セットバックしていないのですね。市の所有ではないですね。

○議長 事務局。

○事務局 今、申請もあわせてされていると伺っています。

○議長 ほかにはいかがですか。長谷川委員。

○長谷川委員 それと、いろいろ事情がおありなのでしょうけれども18、20、21、16と結構細かく畑にしては分かれているなという印象があるのですが、この分かれている理由って何か、もともと何かあったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 推測なのですが、何軒か分家住宅を建てていらっしゃるご状況ですので、そのあたりのところで、何らかの事情があって筆を割って登録されているのではないかとすることは考えられます。今回については、大もととなる住宅の敷地としては枝番18と20という形で活用されるご予定の計画だと思います。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 あと、航空写真を見る限り、この16のところですか、上の挟むような建物の間に車1台分ぐらいしか通れないような道なのですが、これは大丈夫なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この図でいいますと、枝番16の下に細い白い部分があるかと思うのですが、こちらは南側の分家の敷地になっていまして、要するに、両方合わせても幅4mの狭い通路のようなご状況でいらっしゃるって、恐らく、ご確認いただいている航空写真の車というのは、ここの用地のところの真ん中にとめていらっしゃるのではないかと私のほうも見ています。

○議長 ほかにはありますか。

(発言者なし)

○議長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第16号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第16号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第8、議案第17号、大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題に供します。

環境施設農政部農政課職員より説明をお願いします。

○農政課 農政課より、議案第17号、大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてと議案第18号、大和市農業振興地域整備計画の変更について、2つ上げさせていただきます。

はじめに、議案第17号を説明させていただきます。

お手元の参考資料、大和市の農業に関する計画ということで、こちらを見ていただきたいと思います。

大和市の農業に関する計画が、まず、左上の大和市都市農業振興基本計画、こちらは都市農業振興基本法に基づきまして、市街化区域を含む市域全体の計画となっています。平成31年3月に策定しています。

その下、網かけの部分です。大和農業振興地域整備計画です。こちらは議案第

18号で詳しく説明させていただきます。

今回、議案第17号で私のほうで説明させていただく計画は、右上の大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想です。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、地域の将来の農業のあるべき姿についてのビジョンを描き、今後の目標を策定するものとなっています。

次に、もう1枚のお配りした資料の「大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更、こちらの縦長の資料をお目通しください。

1番、基本構想について、内容の説明をさせていただきます。

1つ目のポツになります。農業経営基盤強化促進法によりまして、市町村がその地域の将来の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描きまして、今後の農政を推進する目標として策定する構想となっています。

2つ目のポツ、市町村が基本構想を策定・変更することによりまして、法に規定された認定農業者制度や利用権設定等促進事業等の制度や事業が運用されています。

3つ目のポツ、経過措置によりまして令和5年9月までは現行の基本構想で各制度・事業が運用可能なのですけれども、法改正で盛り込まれた内容を追加し、令和5年9月までに変更を公告する必要があります。

なお、市町村による基本構想の変更には、県への協議・同意が必要となっております。

2つ目、変更の流れを説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法（改正）の施行が令和5年4月1日に行われました。それを受けまして、県の基本方針の策定が同日4月1日に行われています。この基本方針を受けまして、市の基本構想を県の行政センターと協議しながら、案の作成を6月にかけて進めてまいりました。おおむねの案が出来上がりましたので、本日、農業委員会、それから、午前中に農協にお伺いしまして、意見聴取という形になっています。

神奈川県知事との協議の申し入れには、農協、農業委員会の意見聴取の結果をつけなければいけません。それを持って8月に協議の申し入れをする予定です。神奈川県知事の同意を令和5年8月に受けまして、公告は期日ぎりぎりの令和

5年9月を予定しています。

なお、今日の日付では公告前となっていますので、大変申しわけないですが、皆様にお渡しした新旧の対照表のホチキスどめの分厚いものとホチキスどめで基本的な構想、この製本版は、公告前ですので、今日の総会が終わったら回収させていただきますので、ご了承ください。

次は、どこが変更されたのかということで、3番の市の基本構想の主な変更内容について説明させていただきます。

(1) 農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追記しました。製本版の8ページから9ページ、第4の1から5になっています。こちらも県の基本方針と同様に、神奈川県農業技術センター、大和市農業委員会、さがみ農業協同組合等と連携するとともに、各組織の役割分担により新規就農者の支援を図ってまいります。

農業委員会の皆様には、具体的に9ページの3番、関係機関等の役割分担というところで、その①農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業会議）と市農業委員会が、新たに農業経営を開始しようとする者に対しまして、農地等に関する情報提供、農地等の紹介、あっせんなどを行う意味合いを明記させていただきます。

次に、変更内容の(2)は、地域計画の策定に関する事項を追記しました。こちらは製本版の18ページになります。18ページの3番から6番の内容です。地域における農業の将来のあり方などについて、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る地域計画の策定のため、関係機関と連携しながら進めていく内容となっています。

地域計画につきましては、令和6年度末までに策定しなければなりませんので、農業委員の皆様にはちょっとご協力いただかなければいけないところはあるかと思いますが、お手を煩わせないような段取りを組んで進めていきますので、そのときに、進捗状況も含めて、また皆様には連絡させていただきます。

それから、主な変更点の(3)としまして、現行の基本構想には第5農地利用集積円滑化事業に関する事項というものが載っていたのですが、こちらは、法改正によりまして農地中間管理事業へそっくりそのまま移行されていま

すので、内容を削除しました。

このほかに、細かい変更点としまして、名称の変更で、農業公社が農業会議に吸収合併されている等ありますけれども、主な変更点としては3つとなっています。

まとめまして、今回の変更は、農業経営基盤強化促進法改正を受けまして変更に至ったものとなっています。内容の軸となる認定農業者制度と利用権設定事業の運用は、今まで同様に農業委員の皆様と連携しながら進めていかなければなりませんので、引き続き、今までと同様によろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上となります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 基本的なことですけれども、この変更に関するところで、認定農業者というのがワードで出てくるのですが、基本的に今の大和市の認定農業者の考え方、現状の持つべき姿から、これから、こういう変更点に向かって認定農業者はどうあるべきかというところ、基本的なところですが、わかる範囲でちょっとお聞きしたいのですが。

○議長 農政課。

○農政課 認定農業者につきましては、市は、主たる農業者という形のものであると考えています。つきましては、各地区で認定農業者の方がいらっしゃいますので、その方を中心に、農業ができない場所が出てきた場合には、認定農業者の方に「どうでしょうか」という形で声をかけさせていただき、規模を拡大していただくという話をさせていただくこともあるかと思ひます。

また、認定農業者の技術向上のために、認定農業者向けの講習会なども設けていますので、認定農業者の方はさらにスキルアップしていただきたいという考えも持っています。

簡単ですが、以上です。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 ちょっとボリュームが多くてなかなかまだぱっとしか確認できていない

ですけれども、この変更前と現行のものと案の対照表ですが、最後のほうに様式、いろいろなものが削られて新しく別のほうにまとまっているという印象があるのですが、新しいほうに集約されて項目がなくなっているというのはわかるのですが、ちょっとわからないのは、様式のところで、確約書例というのが後ろから3枚目とか4枚目あたりにあるのですが、この様式では削られてしまっているのですが、これはどこに吸収するか入り込んでいるのですか。

○議長　　どうぞ。

○農政課　　後ろから3枚めくっていただいて、4枚目のところですがけれども、様式については、長谷川委員の言われた様式のほかに、ほかの様式も含めて削除させていただきました。理由は、この基本構想に様式を載せるものではないという捉え方になっていきますので、今回はここに載せていません。では、それはどこに載っているのかというと、別の法令に載せてあるので、それを運用としていくものと考えています。

○議長　　池田委員。

○池田委員　　ただいま農政課から説明いただきましたけれども、今、策定中ですか、人・農地プランの実質化と、これからつくっていく地域計画との整合性、位置づけはどうなっていますか。

○議長　　どうぞ。

○農政課　　池田委員からご質問ありました人・農地プランの実質化につきましては、今年3月に実質化をさせていただいて、こちらの総会の中で報告はさせていただいたところでございます。

その流れで、国が定めた地域計画をつくってくださいというのは、来年度末、令和7年3月までという期限が設けられています。それに向けて協議の場を設けたり地図作成等があります。人・農地プランが市域全体で考えたプランになっていますので、地域計画についても、大和市としては、市域全体を1つと見た地域計画を考えているところでございます。

○議長　　池田委員。

○池田委員　　ぜひとも“絵に描いた餅”にならないように、大和市の実情に沿った地域計画であり人・農地プランの実質化であってほしいわけですがけれども、今抱え

ている大和市の農業の実情、問題点、あるいはいろいろな点があろうかと思いますが、やはり大和市の農業に沿ったこういう計画があつてしかるべきだろうと思うので、ぜひ、その辺はよろしくお願ひしたいと思つております。要望です。

○議長 要望として受けます。

ほかには。遠藤委員。

○遠藤委員 すみません、たびたび。もう1つ教えてください。議案書17号の大和市の農業に関する計画の中の右側にあるみどりの食料システム基本計画というところにあるみどりの食料システム法に基づくというところですが、みどりの食料システム法というのは、おおよそですが、どんなものでしょうか。

○議長 農政課。

○農政課 これは新しくできた法律になっております。概要としては、環境に優しい農業を推進していきましようというものになっています。具体的には、有機農業を国全体で何ha目指していますよとか、具体的にはそういった環境に優しい農業の盛り込みとなっています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 では、それに基づき、これから大和市でも進めていくための基本計画という認識でよろしいのですか。

○議長 農政課。

○農政課 遠藤委員が言われたように進めているところでございます。また、こちらの食料システム基本計画についても、県が先に旗を振る流れになっていますので、市としてもその旗に乗ってつくっていくような形になっています。

○議長 ほかには。

ちょっとよろしいですか。非常に、改正前と改正後のこれを今見ていたのですが、読み切れません。番号も振っていないし、どこをどういうふうに質問していかかわからないのですが、これについては、6月までの間に行政センターと打ち合わせをした結果でまとめていらっしゃるということでもいいですか。

○農政課 行政センターと事前調整はさせていただいております。ただ、期日が限られていますので、今、県の本課に行つて、本課から話をまたもらう予定ではいま

す。若干微修正があるかと思えますけれども、法の改正を盛り込んだ場合において主な変更点をずらすことはないと思えますので、その辺はご了承いただきたいと思えます。

○議長　ほかにございますでしょうか。事務局。

○事務局長　基本構想は改正なので、改正前のものはまだ生きている。ということは、内容的には、今回ここにある3つが改正されているというか、付け加えられたりとか加除されたりしているだけなので、基本的な強化促進に関する基本構想の一番最初の促進に関する目標とか大きな流れというのは、ここを読めば、今のものを読んでもそんなに変わらないと皆さんに理解してもらえばいいですか。

○農政課　はい、そうです。

○事務局長　だから、丸々新しいことではなくて、今まで動いてきた中で、ほとんど変わらなくて、ある程度、今回の中としては、この市の基本構想の主な変更内容というのが3つあって、その部分で、新規就農者に対する支援、あと地域計画、先ほど池田委員からも言われたように、人・農地プランの関係もあるので、それと整合させた地域計画の関係が盛り込まれましたということ。それとあと、最後、集積関係のことが削除されましたという3つが、従来の基本構想からの変更点ということで理解していただくということによろしいですか。

○農政課　そうです。

○事務局長　そういうことで、よろしくお願いします。

○議長　ほかに。

(発言者なし)

○議長　なければ、質疑を終結いたします。

これより、議案第17号、大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを採決いたします。

本件を意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、議案第17号については、意見なしで回答いたします。

○議長　続きまして、日程第9、議案第18号、大和市農業振興地域整備計画の変更に

ついてを議題に供します。

農政課職員より説明をお願いします。

○農政課　それでは、私から説明をさせていただきたいと思います。

先ほどの参考資料にごさいました網かけになっている大和農業振興地域整備計画の改正でございませう。資料1、資料2、資料3をごらんいただければと思ひます。

こちらにつきましても、公告の前でございませうので、申しわけございませぬ、終わった後に資料2と資料3につきましてもは回収させていただきたいと思ひますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、資料1を中心に説明させていただきたいと思ひます。

大和農業振興地域整備計画についてです。

まず、背景でございませう。(1)の農業振興地域制度(農業振興地域の整備に関する法律)であります。

国は「農用地等の確保等に関する基本方針」を策定してございませう。県は、それに基づきまして、「農業振興地域整備基本方針」を策定いたしまして、これに基づきまして、昭和48年度、市街化調整区域内の6地区、287haを農業振興地域に指定いたしました。これを受けまして、市では、翌昭和49年度に「大和農業振興地域整備計画」を策定しまして、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的・計画的に推進してきてございませう。右側のところに図が載ってございませう。県が指定いたしました農業振興地域6カ所でございませう。

(2)農業振興地域整備計画で、こちらで(ア)から(ク)までの8つの整備計画を進めてまいりませう。今回は、このうちの(ア)農用地利用計画、それから、(ア)から(オ)までの整備計画についての変更を行います。

(3)農用地利用計画。農業上の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域として設定いたします。同区域内の土地は、農地の転用や開発行為が制限されませう。農地利用計画の変更には、県の同意が必要でございませう。

(4)基礎調査。農用地等の面積、土地利用、農業生産等に関する現況と将来の見通しについて調査するものでございませう。

ページをおめくりいただきまして、2番目、計画変更の考え方です。

こちらは、令和3年、4年度に基礎調査を実施いたしまして、その結果明らかとなった都市化の影響による営農環境の変化や農地の利用状況等を踏まえ、地域の実情に応じた農用地区域の確保を行うとともに、農地の有効利用に向けた各種農業振興施策を計画的に実施していくため整備計画を変更し、農業振興地域における農業振興を図ります。

農用地利用計画の変更。集団的に存在する農地や本市都市農業の振興に必要な農地について、引き続き農用地区域として確保するとともに、公共施設の用地とされた土地や住宅に介在する農地、孤立した農地等の農用地区域として不適な土地等について、農用地区域から除外しますということでございます。

農用地利用計画区域以外の計画の変更。農業生産基盤の機能維持や農地保全のための利活用促進、地場農産物の販売拡大のための直売施設等近代化施設の整備等、各地域の農業の実情に応じた農業振興施策を計画に位置づけます。

この後、具体的な今回の変更でございます。

3番目、主な変更点。

(1) 農用地利用計画でございます。こちらは、資料2のA3も一緒にごらんいただければと思います。最初の資料1のほうに基本的な総括の図が載っております。全体として3.18haが除外されます。うち、公共用地が1.93ha、それから不適地として1.24ha、その他が0.01haでございます。それで、分筆や地積更正によって生じた面積修正が0.01haございまして、合計で農用地区域の面積が3.17haの減少になります。

ちょっと資料2をごらんいただきたいと思いますが、まず、公共用地の土地ですが、A-1の上草柳、右について、まず位置図のところのこちらが公共用地、緑地帯です。厚木飛行場周辺地域の緑地帯、防衛用地でございます。

それから、E-1の福田、こちらは公園でございます。主なところが公園、公園として整備された土地、大和ゆとりの森でございます。それから道路、それと、あとは防衛用地の緑地帯でございます。

それから不適地でございます。こちらはC-1上和田、C-2上和田、D-1下和田というところになりまして、まずは小規模点在ですね。孤立した農地であって基盤整備等で農業振興を図ることができないところ。それから、集落介

在、住宅等が点在し効率的な農業上の土地利用ができないため。それから近代化不適地、山林化し農地としての存続が困難な土地。これらを合わせまして、今回除外したいと考えているところでございます。

最後に、その他、D-1の下和田ですが、こちらは救急病院へ向かう道路でございます。こちらは道路拡幅のための必要な土地という点で、救急自動車の円滑な通行のため道路拡幅に必要とされる土地について、その一部を除外するというので、127㎡ほどでございます。

また、資料1にお戻りいただきまして、概要といたしましては、26.74haから23.57haで、3.17ha減ることになります。こちらは農用地でございます。農業振興地域自体の変更はございませんので、当初のとおり287haの農業振興地域はそのままでございます。

その他の変更ですが、②のその他の変更。これは、設定方針明確化のため、「現況農用地についての農用地区域の設定方針」に「農用地区域に含める土地」を追加いたします。これがちょうど資料3の5ページになります。この下のところ、もともとこちら「現況農用地についての農用地区域の設定方針」で「農用地区域に含めない土地」の記述はあったのですが、真ん中のAの「農用地区域に含める土地」を明確化させていただきます。(a) 集団的に存在する農用地、(b) 土地改良事業施行に係る区域内にある土地、(c) 地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地、こちらを追記いたします。

続きまして、資料1にお戻りいただきまして、ページをおめくりいただきまして、(2) 農用地利用計画以外の計画でございます。

農業生産基盤の整備開発計画、これが資料3の8ページになります。こちらの下のところに表がございますが、これが新しい計画のところですよ。

資料1にお戻りいただきまして、変更前、従前の計画にありました用排水路の整備については、整備必要性の見直しということで今回は計画から落としたということでございます。あと、かん水施設整備計画につきましては、完了しておりますので、ここから落とすということになります。また、新たにかん水施設整備と用排水路整備について、新規で足すということになります。あと、農

道整備、用排水路整備につきまして、整備必要性の見直し、あと完了ということで、変更後にはなくなるということです。

②農用地等の保全計画。こちらは、農地の遊休化等を未然に防止し、その機能低下を防止するため、市民農園や観光花農園としての利活用を図る計画でございます。契約終了により廃止した「観光花農園」について削除し、整備済みの「観光花農園」「市民農園」を継続する内容に変更いたします。

こちら、資料3の9ページになります。こちらが新しい計画でございます。資料1のほうは変更前と変更後でございます。

続きまして、次のページの③農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画。先ほども話がありました国の定めた「みどりの食料システム戦略」を踏まえまして、農業における環境負荷低減の取り組みについて追加記載しました。

資料3の11ページをごらんください。もともと(1)から(4)まであったところがございます。こちらに、(5)として、環境にやさしい農業に向けた取り組み、環境にやさしい持続可能な農業の実現に向けて、有機栽培を含む環境保全型農業や、温室効果ガスの発生を抑制する施設・資材導入など、新たな取り組みを推進する、こちらが追加になったところがございます。

最後の④農業近代化施設の整備計画。生産組織による施設・機械の共同利用と共同作業を促進するため、生産施設・機械、直売施設等近代化施設の整備を図る計画でございます。そして、完了した事業を削除するほか、未着手の「生産施設」の整備については必要性を見直して一部削除することとし、「直売施設」「生産施設」の新設・更新を行う内容に変更いたします。

生産施設、直売施設、こちらですね、整備予定、見直しでは2つ削除したものと、あとは直売施設(コインロッカー型自動販売機)の完了したのが1つなので、除きます。新たに3つ直売施設を計画に追加しています。それから、一番下でございます生産施設(堆肥舎)につきましては、終わっていない、継続で、未着手でございますので、こちらは引き続き計画上載しているものでございます。こちらが資料3の12ページになります。

今回、ここの資料1の部分につきまして、新たに変更したというところで、平

成 28 年度に一旦変更したものでございますけれども、ここで再度、基礎調査を行った結果を踏まえまして変更したいというところでございます。

説明については以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 資料 2 の内容についてちょっとお伺いしたいのですが、大和農業振興地域整備計画が設定されたのが昭和 49 年度と資料 1 からわかるのですが、今回、この変更（除外）の詳細という内容を見ると、集落介在、近代化不適地、小規模点在と除外理由があるのですが、ここを設定したときにはこういう状況ではなかったのですか。

○議長 農政課。

○農政課 設定したときにはこういう状態ではございませんでした。そこは、都市化の進展に伴い、住宅その他の施設が建設されたり、農地が取り残されたりしてしまったものです。

これまでも、おおむね 10 年に 1 回程度見直しがございますして、昭和 49 年度に設定されてから、昭和 52 年度、昭和 60 年度、平成 8 年度、平成 17 年度、そして平成 28 年度と変更がございました。そういう中で少しずつこういった見直しがされてきたところでございます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、例えば集落介在という除外理由があるのですが、ここは、もともと農地だったところに、住宅なりそういうものが建ってしまったということで、今回除外するという認識でよろしいですか。

○農政課 そのとおりでございます。

○長谷川委員 そうすると、今回これで除外しても、これからもまた除外する項目が、都市化が進めばだんだん増えていくということでも、そういう認識でも間違いはないでしょうか。

○農政課 はい、間違いありません。大和市の地理的状况を考えますと、農用地につきましては、減っていくのかなと考えております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、小規模点在や集落介在など、そのあたりは理解できるのですが、近代化不適地というもので、説明が、山林化し農地としての存続が困難な土地というのは、これは農地として利用していなかった、農業生産していなかったからこのようになったという認識でいいですか。

○農政課 そのとおりでございます。ちょっとそこは、私どものほうでももう少し状況を見ていくべきものだと思いますのですが、今回の調査になったときには、そういうものがあつたというところでございます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、近代化不適地の内容に関しては、現況に戻してもらい、そういったことはできないですか。それとも、もうこのまま認めざるを得ない状況なのでしょうか。

○議長 農政課。

○農政課 それについては認めるという考えです。現に、神奈川県内でも、大和市は山林化になってしまったところがここしかなかったのですが、県西地区に行くと、農用地がもうすごく山林化されてしまっているところが多い。それは県のほうも了承の上で、除外していいという要件になっていまして、そういった形です。

○議長 ほかにはありますか。田邊委員。

○田邊委員 1点だけなのですが、資料2で、例えば小規模点在ですが、具体的にどれくらいから小規模という判断がされているのか、何か基準とかがあれば教えていただきたいのですが。

○議長 農政課。

○農政課 こちらは、先ほどの資料1にもありますが、資料3の5ページのところでございます。Bの農用地に含めない土地というところに、「(c)概ね2ha未満の小規模農地で、周辺の農地と連担していない孤立した農地であり、将来にわたって効率的な農業生産基盤の整備が図ることができないと認められる土地」、こういった基準でこちらは判断しているところでございます。

○議長 よろしいですか。

○田邊委員 はい。

○議長 ほかに。木村委員。

○木村委員 参考までにちょっと教えていただきたいのが、今回変更の全体が3.17 haですけれども、これの全体の筆数はどのくらいになっているのでしょうか。大小関係なく、全筆数。

○議長 農政課。

○農政課 申しわけございません、筆数まではわかりません。面積で把握しています。

○議長 ほかにございませんか。眞壁委員。

○眞壁委員 資料3の、これは私の地区で私は結構気になって、深見地区と書いてあるのですけれども、施設整備が完了というのは、どういうところの整備が完了しているというか、具体的に。変更後は削除される、完了と書いてあるのですけれども、具体的に何か教えていただければと思います。

○議長 農政課。

○農政課 深見地区についてはポンプ、あれを何年か前に交換したと思います。一ノ関北側とあと島津と森下も交換しました。そこのポンプアップの機械を指しています。

○眞壁委員 それを完了したということ。

○農政課 そうです。

○眞壁委員 わかりました。

○議長 ほかに。

1つだけよろしいですか。自分の地区なので確認しておきたいのですけれども、資料1の13ページのC-1の上和田と書いてありますが、農道整備。農道改良ということで、こちらについては整備必要性の見直しということになっているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。具体的な必要性がないという判断なのか、それまでのいきさつで協議があったのかどうか、その辺のところを確認しておきたいのですが。

どうぞ。

○農政課 久田地区の真ん中の農道というのですか、軽トラが1本通れるようなところの整備を、前回の平成28年以前から計画があるということで上げてきたので

すけれども、もう何十年もたって、今回の変更で、現実性の観点から整理した結果、一応気持ちはあるのだけれども、実際に整備するとなると、皆さんの面整備とかを含めてやらなければいけないので、そういったことを考えて、整理必要性の見直しということで、ここで変更で載せなかったという状況にさせてもらいました。

○議長　　ということは、集積、面整備がないと農道のほうも手につかない、なかなか難しいという判断で。

○農政課　　あそこの道路だけの整備というのは非常に難しいと捉えています。もし久田地区のあそこをやるのであれば、その道路と、あと、畑のところも含めてやらなければいけないのではないかと農政課では考えていますので、総合的な判断をすると、ここに来て、20年たって整備の必要性としては見直しをさせてもらいました。

○議長　　わかりました。

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長　　それでは、ないようですので質疑を終結いたします。

これより、議案第18号、大和市農業振興地域整備計画の変更についてを採決いたします。

本件を意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第18号については、意見なしで回答いたします。

大変ありがとうございました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和5年7月大和市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

午後5時12分　閉会